

平成29年第3回邑南町議会臨時会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年5月1日(平成29年4月28日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成29年5月9日(火) 午前11時20分
閉会 午後 4時57分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所課長補佐	河野 博美		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博	農業委員会会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄

12. 本日の会議の要は別紙のとおりである。

平成29年第3回邑南町議会臨時会議事日程

平成29年5月9日（火） 11時00分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

平成29年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成29年5月9日（火）

- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 常任委員会委員の選任
- 追加日程第6 常任委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第9 議会広報特別委員会の設置
- 追加日程第10 浜田作木線改良促進特別委員会の設置
- 追加日程第11 議会改革特別委員会の設置
- 追加日程第12 特別委員会委員の選任
- 追加日程第13 特別委員会委員長、副委員長の互選
- 追加日程第14 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙
- 追加日程第15 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙
- 追加日程第16 江津邑智消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第17 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第70号 監査委員の選任の同意について

追加日程第 18 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 71 号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町税条例の一部改正)

議案第 72 号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第 73 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度 邑南町一般会計補正予算第 7 号)

議案第 74 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 6 号)

議案第 75 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 5 号)

議案第 76 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 28 年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第 6 号)

議案第 77 号 財産の取得について
(小型動力ポンプ付積載車購入)

平成29年第3回邑南町議会臨時会追加議事日程

平成29年5月9日（火）

追加日程第19 閉会中の継続調査の付託

追加日程第20 議員派遣

平成29年第3回邑南町議会臨時会会議録

平成29年5月9日（火）

—— 午前11時00分 ——

~~~~~○~~~~~

### 臨時議長の紹介

- 大賀事務局長(大賀定)** おはようございます。議会事務局長の大賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で、清水優文議員が年長の議員でございますので、ご紹介いたします。清水議員、よろしくお願いいたします。議長席にご登壇ください。

(清水優文議員、議長席に着席)

~~~~~○~~~~~

臨時議長のあいさつ

- 清水臨時議長(清水優文)** ええ、ただ今、紹介をいただきました、清水でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。ここで、開議を先立ちます前に、ご当選の栄誉により、議席を得られました議員の皆さま方の自己紹介をお願いし、続いて町長のごあいさつをいただき、その後、執行部の皆さまのそれぞれから簡単に自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

~~~~~○~~~~~

### 議員自己紹介

- 清水臨時議長(清水優文)** ご異議がないようでありますので、最初に議員の皆さまにご着席の前列の右側1番議員から、自席において、順次お願いしたいと思います。住所、氏名は必ずいれていただき、簡潔に自己紹介をしたいと思います。それでは1番議員からよろしくお願いいたします。
- 大和議員(大和磨美)** 大和磨美です。下田所地区からでています。大和磨美です。田所地区から出ております。この度、無所属で2期目の当選となりました。これまでも1期目は、誰もが住みよいまちを目指して数々提案してまいりました。引き続き、あの、いろいろ勉強し、精進し、よりよい提案ができるよう頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 滝田議員(瀧田均)** 失礼します。邑南町日貫3168番地、瀧田均でございます。えー、この度の改選選挙で2期目の当選をさせていただきました。えー、今までどおり議席は2番でございます。えー、町発展のために全力を尽くして頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 平野議員(平野一成)** 邑南町下田所906の1、平野一成と申します。えー、今回の改選で2期目の議席をちょうだいいたしました。初心を忘れることなく、町民の皆さんと一緒に明るい笑顔の絶えない邑南町にしていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

- 和田議員（和田文雄）** 邑南町三日市273の5、和田文雄でございます。えー、この度も2期目、当選させていただきました。また後ほど、この仮議席が指定されますが、私、邑南町はじめての4番議席ということで、今後、吉とでるか凶とでるか分かりませんが、まあ、一生懸命頑張りますので4年間、よろしくお願いいたします。
- 宮田議員（宮田博）** 井原皆井田の出身の宮田博でございます。えー、2期目の議席をいただき、大変喜んでおるところでございます。4年間学びましたこと、またこれからかわろうとしている邑南町を含めた議会について、一生懸命勉強して頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 漆谷議員（漆谷光夫）** おはようございます。えー、邑南町矢上、漆谷光夫でございます。私も2期目の当選を皆さんの力でこの議席におくっていただきました。えー、皆さんと共にいいまちづくり、そしていいレガシーを次世代につないでまいりたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 大屋議員（大屋光宏）** 矢上の大屋光宏です。3期目に入りました。よろしくお願いいたします。
- 中村議員（中村昌史）** 下口羽の出身の中村昌史でございます。えー、3期目の議席を与えていただきました。今までと変わりませず、町民の皆さんの幸せを願って、まい進していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 日野原議員（日野原利郎）** 失礼します。矢上出身の日野原利郎でございます。3期目を迎えさせていただきます。より一層精進をして頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 清水臨時議長（清水優文）** 11番議員です。
- 辰田議員（辰田直久）** えー、中野出身の辰田でございます。えー、今回は、えー、まあ、選挙中にも訴えてまいりました、まちのために頑張ってきた人、頑張っている人、頑張ろうとする人のためにまた実践、提案をおこなっていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 亀山議員（亀山和巳）** 邑南町市木46番地、亀山和巳でございます。えー、再選にあたり、また初心に立ち返り、4年間努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 石橋議員（石橋純二）** 邑南町原村504の2、石橋純二でございます。えー、さき、えー、亀山議員も言われましたが、初心に返ってまた頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 山中議員（山中康樹）** おはようございます。邑南町伏谷、田の原集落の山中でございます。えー、議会27年目となります。えー、また、えー、皆さんと一緒に邑南町の町民のための福祉向上のために頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 三上議員（三上徹）** えー、邑南町上田の三上徹でございます。えー、また、出てしまいましたが、皆さまと、70になりましたが、丁丁発止、楽しみにやっていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。
- 清水議員（清水優文）** 最後に私、やれ、いうことでございます。高いところから大変失礼しますが、今日は年長議員ということになっておりますが。島根県では先般、83歳の議員が隠岐の島におられました。ということはまだ私、10年ぐらい大丈夫でございます。

ので。今後ともよろしく願いいたします。清水でございます。矢上です。ありがとうございます。ありがとうございました。

●清水臨時議長（清水優文） ええと、以上で議員の皆さまの自己紹介が終わりました。

~~~~~○~~~~~

（町長あいさつ・執行部の紹介）

●清水臨時議長（清水優文） 続きまして、執行部の皆さまに、お願いいたします。

初めに石橋町長のごあいさつをいただきました、たいと思います。よろしく願いいたします。

●石橋町長（石橋良治） 議長。

●清水臨時議長（清水優文） はい、どうぞ。

●石橋町長（石橋良治） えー、まずもって、この度の選挙におきまして、再選をされました皆さま方、本当におめでとうございます。心からお祝いを申しあげたいと思います。先ほどは、それぞれ自己紹介の中に初心に返るという言葉がずいぶん話があったわけでありますけれども。わたくしも皆さん方と同様、初心に返って、皆さん方と共に住民の負託に答えていきたいな、とこういうふうに思っております。そういう意味で、皆さん方からいろんな、またご指導、ご意見を賜ると思いますけれども、今後とも何卒よろしく願いいたします。えー、まあ、せっかくでございますので少し今の状況もふまえて、わたくしの方から報告を申しあげたいというふうに思います。まあ29年度もいよいよスタートいたしました。えー、役場の方も新体制のスタートということでございますし、わたくしの方も4期目の実質のスタートということで。えー、いろんな公約を言っておりますけれども、それが始動する年かな、というふうに思っております。そして、まあ、地区別戦略におきましては、本当に目に見えるかたちで12地区の公民館が、の単位が、本当に、あのお、活発にやっただいていることについては、まず最初に敬意を表したいと思ひますし、今後ともいろんな点でご支援をしなければいけない、とこういうふうに思っております。さて、3月議会終わって、まあ、今日までのところで、まあ、主なところを少し申しあげたいというふうに思います。えー、まず、邑智病院でございますけれども、4月3日に泌尿器の常勤医師として安食先生が着任をされました。島根大学からの派遣でございますけれども。常勤医師は6年ぶりということでございまして、おそらく地域の皆さん方も喜んでいらっしゃるというふうに思っております。えー、また、日本一の子育て村のさらなる推進ということで、4月5日に子どもまると相談室がオープンいたしました。えー、まだまだ、あのお、PR不足ということもあると思ひますので、今後はさまざまなかたちでPRをしたいと思ひますし、今月の末にはケーブルテレビでもPRをしていきたいな、とこういうふうに思っております。えー、と同時に木育事業がスタートしているわけでありまして、ご案内のように木のおもちゃを赤ちゃんにプレゼントする、という事業がスタートいたしました。えー、今回は14人の方に1歳半の健診時の時におもちゃをプレゼントさしていただいております。また、4月5日、同じ日でございまして、羽須美振興推進室が、あー、羽須美支所内に開所しております。まあ、この体制は、あー、常勤の職員が2名、プラス非常勤の方が1名ということで3名でスタートしております。この推進室のその役割というのは主に二つあると思ひますけれども、一つは三江線廃止が決まっておりますが、その後のことについて特に羽須美地域に対するにぎわいの創出、こういっ

たものどういうふうやっていくかということが1点。二つ目には産業振興。これなくして羽須美の発展はないわけですが、ここをどうしていくか、ということであります。えー、まあ、いろんな切り口があると思いますけども、一つは羽須美で今、眠っております、木の活用。このことについては、わたくしも是非なんか考えたいな、ということをおもっておりまして、藤山浩さんであるとか、顧問であります、金堀一郎さんであるとか。そういった方にもお力添えをいただいて、いろいろやっていきたいな、とこう思います。4月8日には矢上高校の入学式がございました。で、今回、90名の定員に対しまして89名ということでございます。受験者は1倍を超えておりましたけれども、89名の入学生がいたと。このうち、町外の方が40人、ちょうど40人いらっしやったわけでございます。率にして45%ということであります。これは、近年にない町外の方の入学数だな、と思いました。そういう意味で非常に、あのお、まあ、ある意味で、まあ、昨年までと違った今回の入学式の雰囲気があったな、というふうに思っております。まあ、非常に熱気に満ちた活発な入学式だったな、というふうに思っております。えー、校長先生も、あだち校長先生から古居校長先生という方に代わられました。この古居校長先生は、島根県教育委員会の保健体育課のグループリーダーでございました。その方が昇任をされ、矢上高校に赴任されたということでございます。えー、今後ともいろんな点で矢上高校の魅力化さらに充実していきたいな、とこういうふうに思っておりますし。まあ、だんだんと町外の方が増えるということを予想される中で、今、その、寮の部屋が不足気味になるのではないかな、という心配もございます。これも来年の募集にかけて皆さん方と一緒に、これをなんとか解決していかなきゃいけない課題かな、というふうに思っております。えー、今後の、この5月以降の、まあ、話でございすけれども。えー、一つは、あのお、これも公約に言っておりましたが、集落の実態調査をやっていききたいということで、今月からやっていききたいと思っております。この対象は65歳以上の方が半分以上をしめている、いわゆる集落。全部で95集落でございます。率にして45%ありますけれども。そういったところへ若手の職員、あるいは中堅の職員、そして今回は社会福祉協議会の職員さんも加わって実態を把握していきたいな、というふうに思っております。で、これでいろんな課題が出てくると思いますし、それをしっかり把握することと、えー、まあ、職員にとってはこれはいい現場研修の場になるのではないかな、というふうに思っております。また、これがまとまり次第、皆さん方にもお示しをしていききたいというふうに思います。次にこれも公約の大きな点でありますけれども、しごとづくりセンターでございす。で、いよいよ、あのお、今週から民間の、いわゆるキャリアネット、こういうものを使いながら本格的に全国募集を開始していきたいと思っております。えー、わたくしもこの今月の24日に都内で、まあ、興味のある方々がたくさんおいでだろうというふうに思いますので、その前でプレゼンをして応募の呼びかけをしていきたいな、と思っておりますし。そして6月に1次選考、7月に2次選考をして最終的に決定をしていきたいな、とこういうふうに思っております。えー、なお、懸案でございす、三江線の代替交通と鉄道資産の活用につきましては、この検討条件について本日の全協で担当課の方から説明をさせたいというふうに思っておりますし、また、道の駅の構想につきましては、現段階ではお話しすることはできませんけども。6月の議会では若干お話ができるのではないかな、というふうに思っております。以上、この1か月の動きをあわせてご報告し、わたくしの

あいさつとさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

- 清水臨時議長（清水優文）** ありがとうございます。続きまして、副町長以下、執行部の自己紹介をしていただきます。自己紹介は自席でお願いいたします。日高副町長側、向かって左側の席の自己紹介をしていただきまして、それから右側、土居教育長側の席の自己紹介をお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。
- 日高副町長（日高輝和）** 失礼いたします。副町長、日高輝和でございます。2年目を迎えました。まだまだいたりませんけれども、誠心誠意努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 服部総務課長（服部導士）** 失礼します。総務課長の服部導士でございます。引き続きよろしくお願いいたします。
- 柳川企画財政課長（柳川修司）** 失礼します。えー、企画財政課長の柳川でございます。この4月1日に企画財政課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 種商工観光課長（種文昭）** 失礼します。商工観光課長の種文昭です。引き続きよろしくお願いいたします。
- 三上定住促進課長（三上直樹）** 定住促進課長を拝命いたしました、三上直樹でございます。よろしくお願いいたします。
- 沖福祉課長（沖幹雄）** 福祉課長の沖と申します。よろしくお願いいたします。
- 種町民課長（種由美）** 町民課長の種由美でございます。2年目となります。よろしくお願いいたします。
- 朝田管財課長（朝田誠司）** この度の機構改革で新たに組織されました管財課長の朝田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 土崎建設課長（土崎由文）** 建設課長の土崎由文と申します。引き続きよろしくお願いいたします。
- 植田農林振興課長（植田弘和）** 失礼いたします。農林振興課長をおおせつかっております植田弘和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川中水道課長（川中栄二）** 失礼します。この4月から新しく水道課長となりました川中栄二と申します。よろしくお願いいたします。
- 洲濱保健課長（洲濱浩敏）** 失礼します。この4月から保健課長になりました洲濱浩敏と、浩敏と申します。よろしくお願いいたします。
- 土居教育長（土居達也）** 教育長の土井達也でございます。えー、魅力ある教育の推進に努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 田中農業委員会長（田中正規）** 農業委員会会長の田中正規といいます。よろしくお願いいたします。
- 森脇代表監査委員（森脇義博）** 昨年の11月から代表監査委員を務めさしてもらっております、森脇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 日高学校教育課長（日高始）** 学校教育課長の日高始でございます。2年目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 大橋生涯学習課長（大橋覚）** 4月1日より生涯学習課長を拝命いたしました、大橋でございます。温かいご指導のほどよろしくお願いいたします。
- 上田税務課長（上田洋文）** 税務課長の上田洋文です。引き続きよろしくお願いいたします。

●**渡邊会計課長（渡邊庸子）** 失礼します。この4月に会計課長拝命いたしました渡邊庸子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●**河野瑞穂支所課長補佐（河野博美）** 失礼します。瑞穂支所長、川信の代理でまいりました河野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

●**服部羽須美支所長（服部勲）** 失礼します。羽須美支所長の服部勲といたします。よろしくお願ひします。

●**清水臨時議長（清水優文）** ありがとうございます。

—— 午前11時20分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

#### （開会・開議宣告）

●**清水臨時議長（清水優文）** ただいま議員15名、全員出席しております。定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回邑南町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布の、配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 仮議席の指定）

●**清水臨時議長（清水優文）** 日程第1、仮議席の指定。仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。ここで暫時休憩といたします。議員の皆さまはそのままでお待ちください。

—— 午前11時21分 休憩 ——

（執行部退席、選挙準備）

●**清水臨時議長（清水優文）** 議員の皆さま、第2委員会室へご集合願ひします。

—— 午前11時38分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### （日程第2 議長の選挙）

●**清水臨時議長（清水優文）** 再開いたします。日程第2、議長の選挙。これより議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行うことといたします。

●**清水臨時議長（清水優文）** 議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖、事務局長、議場の閉鎖を確認）

●**清水臨時議長（清水優文）** ただ今の出席議員、議員数は15名でございます。次に、立会人を指名いたします。邑南町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、大和議員、2番、瀧田議員を指名いたします。それでは、投票用紙を配布いたします。局長配布してください。

（事務局長、投票用紙を配布）

●**清水臨時議長（清水優文）** 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

●**清水臨時議長（清水優文）** はい、配布漏れなしと認めます。それではご記入ください。

（記載）

●清水臨時議長（清水優文） 投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱の点検を行う。）

●清水臨時議長（清水優文） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（順次投票）

●大賀事務局長（大賀定） それでは読み上げます。

1 番、大和議員。2 番、瀧田議員。3 番、平野議員。4 番、和田議員。5 番、宮田議員。  
6 番、漆谷議員。7 番、大屋議員。8 番、中村議員。9 番、日野原議員。11 番、辰田議員。  
12 番、亀山議員。13 番、石橋議員。14 番、山中議員。15 番、三上議員。10  
番、清水議員。

（最後に臨時議長が議長席で投票）

●清水臨時議長（清水優文） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

●清水臨時議長（清水優文） 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。

ただ今から、開票を行います。1 番、大和議員、2 番、瀧田議員、開票の立会をお願いいたします。

（開票・事務局長開票。臨時議長、1 番議員、2 番議員は立会。）

●清水臨時議長（清水優文） 選挙の結果を報告いたします。投票総数15 票、有効投票15 票、無効投票はありませんでした。有効投票のうち、山中康樹議員15 票、以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は4、4 票です。したがって、山中議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

（事務局長、議場の閉鎖を解く。）

●清水臨時議長（清水優文） ただ今、議長に当選されました山中康樹議員が議場におられますので、本席から邑南町議会会議規則第32 条第2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。議長に当選されました山中議員に当選の受諾及びごあいさつをお願いいたします。山中議員、自席でごあいさつをお願いします。承諾のあいさつ。

●山中議員（山中康樹） それでは、えー、自席ではございますが、お受けをいたします。また、この度の選挙につきましては、議員各位の皆さま方のご推挙を賜りまして、当選をさしていただきました。えー、改めて責務の痛感さを今、覚えております。このうえは議員の皆さま方の今後のご指導、また、ご協力をいただきながら。執行部とは、是は是、非は非として町民のために頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（拍手）

●清水臨時議長（清水優文） 以上をもちまして、臨時議長としての職務はすべて終了いたしました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。ここで、休憩いたします。再開は12 時といたします。

1 時にしましょう。1 時にいたします。1 時まで休憩です。ありがとうございました。

—— 午前11 時50 分 休憩 ——

（事務局、副議長選挙用意、追加日程の配布）

—— 午後1 時02 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(日程の追加)

- 山中議長（山中康樹） それでは、改めましてよろしく願いをいたします。それでは再開をいたします。お諮りをいたします。ただいま、お手元に配布をいたしましたとおり、追加日程第1、1議席の指定から追加日程第18、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） それでは、ただいまより暫時休憩をいたします。

- 大賀事務局長（大賀定） 第2委員会室にお集まりください。

—— 午後1時03分 休憩 ——

—— 午後1時22分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第1 議席の指定)

- 山中議長（山中康樹） それでは、再開をいたします。ただ今、お手元に配布をいたしましたとおり、追加日程第1、議席の指定から追加日程第18、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1、議席の指定から追加日程第18、議案の上程、説明、質疑、討論、採決までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第1、議席の指定。これより邑南町議会会議規則第3条第2項の規定によりまして、議長において議席の指定を行ないます。事務局長より議席番号、指名を朗読させますので定められた席に移動、着席をお願いをいたします。

- 大賀事務局長（大賀定） それでは朗読いたします。

1番、大和議員。2番、瀧田議員。3番、平野議員。4番、和田議員。5番、宮田議員。6番、漆谷議員。7番、大屋議員。8番、中村議員。9番、日野原議員。10番、清水議員。11番、辰田議員。12番、亀山議員。13番、石橋議員。14番、三上議員。15番、山中議員。以上でございます。

（移動）

- 山中議長（山中康樹） 以上で議席の指定を終わります。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第2 会議録署名議員の指名)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。3番、平野議員、4番、和田議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### (追加日程第3 会期の決定)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日5月9日の1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日5月9日の1日限りと決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午後1時24分 休憩 ——

（事務局選挙準備）

—— 午後1時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（追加日程第4 副議長の選挙）

- 山中議長（山中康樹） 再開をいたします。追加日程第4、副議長の選挙。これより副議長の選挙を行います。選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行うことといたします。

- 山中議長（山中康樹） 議場の出入り口を閉鎖いたします。

（議場の閉鎖、事務局長、議場の閉鎖を確認）

- 山中議長（山中康樹） ただ今の出席議員数は15名でございます。次に立会人を指名いたします。邑南町議会規則第31条第2項の規定により、立会人、立会人に5番、宮田議員、6番、漆谷議員を指名をいたします。それでは、投票用紙を配布いたします。

（事務局長、投票用紙を配布する。）

- 山中議長（山中康樹） 念のために申しあげます。投票は単記無記名でございます。投票用紙の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 配布漏れなしと認めます。それでは記入ください。投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱の点検を行う。）

- 山中議長（山中康樹） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（事務局長、議席番号と氏名を読み上げる、順番に投票する。）

- 大賀事務局長（大賀定） 1番、大和議員。2番、瀧田議員。3番、平野議員。4番、和田議員。5番、宮田議員。6番、漆谷議員。7番、大屋議員。8番、中村議員。9番、日野原議員。10番、清水議員。11番、辰田議員。12番、亀山議員。13番、石橋議員。14番、三上議員。15番、山中議員。

（最後に議長が議長席で投票（事務局長が投票箱移動対応））

- 山中議長（山中康樹） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 投票漏れなしと認めます。これをもって投票を終わります。

ただ今から、開票を行います。5番、宮田議員、6番、漆谷議員。開票の立会をお願いをいたします。

（開票・事務局長開票する。議長、5番議員、6番議員は立会。）

- 山中議長（山中康樹） 選挙の結果を報告をいたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票、無効投票はありませんでした。有効投票のうち、清水議員11票、大屋議員4票、以上のおりでございます。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、清水議員が副議長に当選をされました。議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場の閉鎖を解く。)

●**山中議長(山中康樹)** ただ今、副議長に当選をされました清水議員が議場におられますので、本席から邑南町議会会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。副議長に当選されました清水議員に当選のじゅ、受諾及びにごあいさつをお願いいたします。自席でお願いします。

●**清水議員(清水優文)** 先ほどは、ご推挙ありがとうございました。ええ、議長に事故がある時、または議長が欠けた時は議長の職務を行なうことと、いうことになっておりまして、それを忠実に守り、町民の暮らしを守るように副議長として頑張っていきますので今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(拍手)

●**山中議長(山中康樹)** それではここで、暫時休憩といたします。

●**大賀事務局長(大賀定)** 第2委員会室で13時45分からはじめますので移動をお願いいたします。

—— 午後1時37分 休憩 ——

(各常任委員会委員名簿を配布)

—— 午後3時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第5 常任委員会委員の選任)

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。常任委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布をしております名簿のとおり指名をいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員の選任につきましては、お手元に配布をしております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第6 常任委員会委員長、副委員長の互選)

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第6、常任委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。常任委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条第1項の規定により互選していただき、決定次第、ご報告をお願いいたします。ここで、暫時休憩といたします。

—— 午後3時26分 休憩 ——

(各常任委員会の正副委員長名簿、議会運営委員会委員名簿を配布)

—— 午後3時27分 再開 ——

●**山中議長(山中康樹)** 再開をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。各常任委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布をいたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第7 議会運営委員会委員の選任)

●**山中議長(山中康樹)** 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といた

します。お諮りをいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、お手元に配布をしております名簿のとおり指名をいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員の選任につきましては、お手元に配布をしております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程8 議会運営委員会委員長、副委員長の互選）

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第8、議会運営委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第8条第2項及び第9条第1項の規定により互選をしていただき、決定次第、ご報告を願います。ここで、暫時休憩をいたします。

—— 午後3時29分 休憩 ——

（議会運営委員会の正副委員長名簿、特別委員会の設置を配布）

—— 午後3時31分 再開 ——

- 山中議長（山中康樹） 再開をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選けつ、互選結果の報告をいたします。議会運営委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布をいたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

#### （追加日程第9 議会広報特別委員会の設置）

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第9、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布しておりますとおり、議会広報に関する調査研究につきまして6名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託するうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議会広報に関する調査研究について6名の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託のうえ調査することとし、調査期間は調査終了日までとすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第10 浜田作木線改良促進特別委員会の設置）

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第10、浜田作木線改良促進特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第6条の規定によりまして、お手元に配布しておりますとおり、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について6名の委員をもって構成をする浜田作木線改良促進特別委員会を設置し、これに付託するうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、主要地方道浜田作木線改良促進に関する調査研究について6名の委員をもって構成をする浜田作木線改良促進特別委員

会を設置し、これに付託するうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第 1 1 議会改革特別委員会の設置)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 1 1、議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会委員会条例第 6 条の規定によりまして、お手元に配布しておりますとおり、議会改革、改革に関する調査研究について 7 名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託するうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議会改革に関する調査研究について 7 名の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託するうえ調査することとし、調査期間は調査終了までとすることに決定をいたしました。ここで暫時休憩といたします。そのままでお待ちください。

—— 午後 3 時 3 5 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 3 6 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 1 2 特別委員会委員の選任)

- 山中議長（山中康樹） 再開をいたします。追加日程第 1 2、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りをいたします。特別委員会委員の選任につきましては、邑南町議会委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、お手元に配布しております名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会委員の選任につきましては、お手元に配布しております名簿のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第 1 3 特別委員会委員長、副委員長の互選)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 1 3、特別委員会委員長、副委員長の互選を議題といたします。特別委員会の委員長及び副委員長を、邑南町議会委員会条例第 8 条第 2 項及び第 9 条第 1 項の規定により互選していただき、決定次第、ご報告をお願いいたします。ここで暫時をいたします。

—— 午後 3 時 3 7 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 3 8 分 再開 ——

- 山中議長（山中康樹） 再開をいたします。特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告をいたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、お手元に配布をいたしました名簿のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

(追加日程第 1 4 邑智郡総合事務組合議会議員の選挙)

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 1 4、邑智郡総合事務組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定に

よりまして、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡総合事務組合議会議員に山中議員、辰田議員、中村議員、大和議員を指名をいたします。お諮りをいたします。ただ今、指名をいたしました4名の議員を邑智郡総合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただ今、指名をしました山中議員、辰田議員、中村議員、大和議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選をされました。

~~~~~○~~~~~

#### (追加日程第15 邑智郡公立病院組合議会議員の選挙)

- 山中議長(山中康樹) 追加日程第15、邑智郡公立、邑智郡公立病院組合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。邑智郡公立病院組合議会議員に山中議員、石橋議員、日野原議員、和田議員、瀧田議員を指名をいたします。お諮りをいたします。ただ今、指名をいたしました5名の議員を邑智郡公立病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました山中議員、石橋議員、日野原議員、和田議員、瀧田議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選をされました。

~~~~~○~~~~~

(日程第16 江津邑智消防組合議会議員の選挙)

- 山中議長(山中康樹) 日程第16、江津邑智消防組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。それでは、指名をさせていただきます。江津邑智びょ、江津邑智消防組合議会議員に三上議員、山中議員を指名をいたします。お諮りをいたします。ただ今、指名をいたしました2名の議員を江津邑智消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、ただ今、指名をいたしました三上議員、山中議員が江津邑智消防組合議会議員に当選されました。ここで、暫時休憩といたします。

●大賀事務局長（大賀定） 第2委員会室で議運をお願いしたいと思います。

●山中議長（山中康樹） 議運を第2委員会室で準備ができ次第、開催する。

—— 午後3時43分 休憩 ——

（執行部着席）

●山中議長（山中康樹） それでは、執行部に来ていただきましたので、再開前に一言ごあいさつを申し上げます。えー、先ほど、議長選挙におきまして議員各位の皆さま方からご推挙を賜りまして議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。改めて責任の重さの痛感をしております。えー、本日、5月3日が自治法が施行され、70年の節目を迎えた年であります。自治体の税源移譲など、分権改革は不十分で、まだ地方の自立は道半ばであります。町民の福祉向上にむけ、執行部と議会は適度、適度な緊張環境を保ち、お互いチェックし合いながら、住民ニーズを施策に反映していくよう努める決意でございますので、ご指導、ご協力をお願いをいたしまして、あいさつとさせていただきます。

—— 午後4時06分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### （追加日程第17 議案の上程、説明、質疑、討論、採決）

●山中議長（山中康樹） それでは、再開をいたします。町長の方から報告したいという申し出がございましたが、追加日程に入らせていただきまして。追加日程第17、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第70号、監査委員の選任の同意についてを議題といたします。ここで、議案第70号につきましては、宮田議員に直接の利害関係がある、ある事件であると認められ、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当いたしますので、退席をお願いいたします。

（宮田議員退席）

●山中議長（山中康樹） それでは議案第70号、監査委員の選任の同意について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

●石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） えー、それでは議案の説明をはじめます前に、ただ今、山中議長

さんから就任のごあいさつがありました。また、副議長には清水議員さんがなられたということでございます。えー、お二人にはますますの活躍をお祈りいたしますとともに、我々に対してまたいろいろとご指導賜りたいな、というふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。えー、それでは議案第70号の提案理由をご説明申しあげます。本議案は議会議員の中から選任する監査委員について議会の同意を求めるものでございます。宮田博議員さんを選任したいと考えておりますのでよろしくお願いを申しあげます。

- 山中議長（山中康樹） 以上で、議案第70号の提案理由の説明は終わりました。これより議案第70号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第70号の質疑を終わります。

- 山中議長（山中康樹） これより議案の討論、採決に入ります。反対討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第70号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

- 山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成、したがって議案第70号、監査委員の選任の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。ここで退場されております宮田議員の入場を求めます。

（宮田議員入場）

- 山中議長（山中康樹） 宮田議員にお知らせします。議案第70号につきましては、原案のとおり同意することに決定をいたしましたので、お知らせします。

~~~~~○~~~~~

（追加日程第18 議案の上程、説明、質疑、討論、採決）

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第18、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第71号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第77号、財産の所得についてまでの7議案を一括上程をいたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

- 山中議長（山中康樹） 石橋町長。

- 石橋町長（石橋良治） えー、議案第71号から議案第72号までの提案理由をご説明申しあげます。まず、議案第71号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、地方税法等の改正に伴い、邑南町税条例の一部改正を専決処分したものでございます。次に議案第72号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは関係法令の改正に伴い、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 上田税務課長（上田洋文） 議長、番外。

- 山中議長（山中康樹） 上田税務課長

●**上田税務課長（上田洋文）** 議案第71号、邑南町税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについてご説明いたします。この度の地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に交付され、4月1日から施行されたことから、地方自治法第179条第1項に基づき、3月31日に専決処分により改正したものでございます。それでは新旧対照表に基づいてご説明をいたします。大きな改正点、趣旨について概略をご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。1ページ、改正後でございます。（所得割の課税標準）第33条及び第34条の9、特定配当等及び特定株式等、譲渡所得に、金額にかかる所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方法を決定できることと、ことを明確化するものでございます。町に提出された申告書によって、所得税と異なる課税が可能となる条例改正でございます。3ページ、（法人の町民税の申告納付）第48条、第50条、延滞金の計算基礎となる期間にかかる規定の整備をするものでございます。8ページ、（固定資産税の課税標準）第61条、第61条の2、震災等により滅失等した償却資産にかわり、償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例について規定するものでございます。12ページ、附則でございます。（肉用牛売却による事業所得に係る町民税の課税の特例）、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について。いわゆる、さんとくの免税所得にかかる適用期限を3年間延長するものでございます。13ページ、（法附則第15条第2項第1号等の、の条例で定める割合）、附則第10条の2、第6項から第12項について、根拠法等を整理し整備するものでございます。第12項については、特定事業所内保育所の固定資産税の割合を定めるものでございます。14ページ、（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）附則第10条の3、第9項から第10項、耐震改修がおこなわれた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとするものが提出する申告書について規定するものです。18ページ、（軽自動車税の税額の特例）、附則第16条、附則第16条の2、軽自動車税のグリーン化特例。経過でございますが、について、適用期限を2年延長するものでございます。21ページ、（上場株式等に係る配当等に係る町民税の課税の特例）、附則第16条の3第2項、特定配当に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方法を決定できることを明確化するものでございます。24ページ、（条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）附則第20条の3、第4項、第6項。条例適用配当、利子等に係る所得について提出された申告書、申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町長が課税方法を決定できることを明確化したものでございます。続きまして、改正文の附則でございます。改正文のうしろから3ページ目にございます。附則、（施行期日）第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。（1）附則第5条の規定、公布の日。第2条、町民税に係る経過措置。第3条、固定資産税にかか、関する経過措置。第4条、軽自動車税にかか、関する経過措置をそれぞれ定めております。第5条でございますが、町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。これにつきましては、すでに成立しております、ほう、あ一、附則について、附則第16条の改正に伴い、所要の規定の整備をするものでございます。以上、改正の内容を説明、ご報告させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでござ

います。よろしくお願い申し上げます。

●**種町民課長（種由美）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 種町民課長

●**種町民課長（種由美）** 議案第72号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日付で公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により改正したものでございます。また、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正もございましたので、附則の一部改正をおこなったものでございます。それでは改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。1ページ、第23条でございますが、第23条は保険税の減額についての規定でございます。改正部分は次のページ、2ページ目の下から6行目となります。第23条第2号の5割軽減についての規定でございます。軽減対象世帯を拡大するため、軽減対象所得基準額の算定において、1人あたりの加算額を下線部分、26万5,000円から27万円に引き上げるものでございます。次のページ、3ページ目をご覧ください。一番下の行となりますが、第23条第3号は、2割軽減についての規定でございます。同じく、軽減対象世帯を拡大するため、軽減対象所得基準額の算定において、一人あたりの加算額を下線部分の48万円から49万円に引き上げるものでございます。次に5ページ目をお開きください。附則の改正でございます。町民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなりましたので、第16項として特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を新設したものでございます。次に6ページ目をお開きください。新設いたしました第16項と同じく、町民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとなりましたので、第17項として特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を新設したものでございます。この2項の新設に伴い、改正前の第16項を第18項に。第17項を第19項に繰り下げをおこなっております。それでは条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、第1項で施行期日を平成29年4月1日としております。第2項、適用区分は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしております。以上、改正の内容を説明させていただき、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**石橋町長（石橋良治）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 石橋町長。

●**石橋町長（石橋良治）** 議案第73号から議案第76号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第73号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成28年度邑南町一般会計補正予算第7号により、歳入歳出それぞれ7,258万9,000円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第74号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号により、歳入歳出それぞれ2,556万8,000円を減額することについて専決処分したものでございます。次に議案第75号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号により、歳入予算を組みかえることについて専決処分したものでございます。次に議案第76号、専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号により、歳入予算を組みかえることについて専決処分をしたものでございます。以上、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

●柳川企画財政課長（柳川修司） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長（柳川修司） 議案第73号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度一般会計補正予算第7号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ7,258万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を117億7,435万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に記載しております。なお、詳細につきましては、のちほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条、地方債の補正でございますが、ページをめくっていただきまして、7ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。事業費の確定に伴う限度額の補正となっております。表の上の方から移動通信用鉄塔施設整備事業債以下、事業費の最終見込額により、それぞれ増減しております。上から4行目の公営住宅建設事業債以外全て減額でございます。以上、変更分は合計で2,410万円減額の2億9,190万円でございます。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の5ページをお開きください。はじめに歳入でございます。1款、町税でございますが、1項、町民税。2項、固定資産税及び4項、市町村たばこ税を収納実績に基づく最終見込額により補正をしております。次にこの5ページの下から7ページでございますが、2款、地方譲与税。3款、利子割交付金。4款、配当割交付金。5款、株式譲渡所得割交付金及び8款、自動車取得税交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。7ページをお開きください。10款、地方交付税でございます。えー、特別交付税を7,000、あー、失礼しました。6,795万1,000円増額補正しております。これは地方公共団体の特別な財政事情などに基づいて交付されるもので、3月17日に総務省において配分額が決定されたものです。9ページをお開きください。11款、交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定による補正でございます。12款、分担金及び負担金でございますが、6農林水産業費分担金の農業基盤整備促進事業分担金につきましては、県営中山間整備事業の繰越によるぶん、えー、負担金の減額補正。他は決算見込み額による補正でございます。13款、使用料及び手数料につきましても、決算見込み額による補正でございます。11ページをお開きください。14款、国庫支出金及び15款、県支出金でございますが、11ページから15ページまで続いておりますが、国及び県からの交付決定を受け、それぞれ補正をしております。これらは各事業の財源更正となっております。17ページをお開きください。16款、財産収入でございますが、1項、財産運用収入は基金利子の確定に伴うもの。2項、財産売却収入は実績に伴うものでございます。17款、寄附金でございますが、一般寄附金として作曲家の故伊藤宣二氏による著作権収入39万5,000円及び瑞穂ライオンズクラブからの寄附金40万円を計上しております。また、ふるさと寄附金については実績に基づき減額をしております。18款、繰入金でございます。財政調整繰入金からの繰入、繰入につきまして財源の確保ができましたので、4,933万6,000円を減額補正。いこいの村・香木の森基金は実績により減額補正するものでございます。19ページをお開きください。20款4項、受託事業収入につきましては、介護予防事業及び包括的支援事業の実績に伴う補正でございます。5項、雑入につきましては、県道改良に伴う消防車庫移転補償費の決定に伴う54万7,000円の減額補正が大きなものでございます。21款、町債でございますが、先ほど地方債補正のところでご説明申しあげたとおりでございますので、説明は省略させていただきます。次に歳出の説明させていただきます。23ページをお開きください。今回の補正につきましては、えー、主に国庫支出金及び地方債など、対象事業の決算見込みに伴い財源の更正又は事業費の減額補正をおこなったものでございます。はじめに、えー、

2款1項、総務管理費の1一般管理費でございます。減債基金管理費で2, 276万1, 000円の増額補正でございますが、過疎ソフト等の後年度負担にそなえて基金の積み立てをおこなうものでございます。ふるさと寄附金管理費及び同事業費は寄附金の減額に伴うものでございます。6企画費、以下は決算見込みに伴う減額及び財源の更正でございます。25ページをお開きください。2款、総務費、2項、徴税費の2賦課徴収費でございますが、県支出金の確定に伴う財源の更正でございます。右ページの説明欄に財源更正と記載されてはいますが、事業の完了等に伴う起債、あるいは国県補助金といった特定財源が決定されたことに伴い財源の調整のみをおこなったものでございます。以下、個々の説明につきましては、これは割愛させていただきます。3項、戸籍住民基本台帳費の1戸籍住民基本台帳費でございますが、この費目は繰越明許費の設定を3月補正においておこなっております。国庫支出金の減額に伴う財源更正と事業の繰越をおこなって、負担金を支払う必要がございますので、事業費の増額補正をおこなっております。2款、総務費、5項、統計調査費の2統計調査費でございますが、県支出金の確定に伴う財源の更正でございます。3項、民生費。あー、失礼しました。3款、民生費、1項、社会福祉費の1社会福祉総務費でございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金を225万減額計上しております。これは、国民健康保険事業の出産育児一時金の減に伴う助産費繰出金の減でございます。その下の臨時福祉給付金給付事業費以降、27ページの3款、民生費、2項、児童福祉費までは財源更正に伴う事業費の補正でございます。29ページをお開きください。4款、衛生費、1項、保健衛生費の1保健衛生総務費につきましては、国民健康保険事業特別会計から直営診療所事業特別会計への繰出金が特別調整交付金など64万8, 000円増に伴う、一般会計からの繰出金の減です。6款、農林水産業費、1項、農業費の3農業振興費でございますが、新・農林水産振興がんばる地域応援総合事業及び地域貢献型集落営農連携・強化支援事業の事業費の確定によるものです。31ページをお開きください。6款、農林水産業費の続きでございますが、2項、林業費の4林道整備費は事業の確定に伴う財源更正でございます。7款1項、商工費の2商工業振興費ですが、コミュニティビジネス支援事業費の事業費の確定と国庫支出金の減による財源更正でございます。3観光費ですが、いこいの村・霧の湯等管理費及びいわみ温泉湯設備管理費の事業費の確定による財源の更正と基金への積み立ての増額でございます。8款、土木費、2項、道路橋りょう費の3道路新設改良費及びページをめくっていただき、33ページの5橋りょう新設改良費でございますが、財源の更正及び繰越のための事業費の組みかえによるものでございます。次の4項、住宅費の1住宅管理費以降、2住宅建設費、ページをめくっていただき35ページの住宅費の続き、3住宅政策費及び9款の消防費まで事業の確定に伴う財源更正でございます。えー、35ページの一歩下、10款、教育費、1項、教育総務費の2事務局費でございますが、負担金補助及び交付金として39万6, 000円の増額補正を計上しております。これは歳入の寄附金のところでご説明をいたしました、故伊藤宣二氏にかかる著作権収入を財源とする瑞穂小学校補助金でございます。37ページをお開きください。同じく10款、教育費、1項、教育総務費の5学校給食費は事業費の確定による減額と学校給食費負担金の減額に伴う財源更正でございます。次の10款、教育費、2項、小学校費及び3項、中学校費。ページをめくっていただき、39ページの10款、教育費、4項、社会教育費及び、さらにページをめくっていただき、41ページの11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費まで事業の確定に伴う財源更正でございます。以上、地方自治法179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の報告を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長（種由美） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 種町民課長

●種町民課長（種由美） 議案第74号、専決処分の承認を求めることについて、平成28

年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2,556万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ16億8,193万円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、4ページをお開きください。はじめに歳入でございます。4款、国庫支出金につきましては、1項の国庫負担金が療養給付費等、負担金などの変更交付決定に伴う補正で754万1,000円減額。続いて2項の国庫補助金につきましても、財政調整交付金などの交付決定に伴い、1,398万2,000円減額でございます。6ページをお開きください。5款、県支出金でございますが、1項の県負担金につきましては、高額医療費共同事業及び特定健診等、負担金の決定に伴い24万7,000円の増額。2項の県補助金につきましても、交付金確定に伴い、70万7,000円の増額補正でございます。続きまして、9款、繰入金でございますが、1項、基金繰入金を274万9,000円減額しております。2項の他会計繰入金につきましても、先ほど一般会計補正予算でご説明いたしましたとおり、225万円の減額でございます。次に8ページをお開きください。歳出でございます。2款、保険給付費でございますが、1項、療養諸費につきまして実績に基づき2,011万1,000円減額でございます。2項、高額療養費につきましても同じく実績により221万1,000円の減額。次の3項、助産諸費につきまし、助産諸費につきましても、337万6,000円減額でございます。これは出産育児一時金として10人分の予算に対し、2人分の実績となったことによるものでございます。12ページをお開きください。9款、諸支出金の3項、繰出金につきましては、直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金のうち、へき地直営診療所運営費分が13万円増額になりましたので増額を繰出金に計上しております。以上でございます。続きまして、議案第75号、専決処分の承認を求めることについて。平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号についてご説明申しあげます。予算書の1ページ及び2ページをご覧ください。今回の補正は、歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書2ページをお開きください。歳入の3款、繰入金でございますが、一般会計繰入金につきまして、阿須那診療所運営費補てん分を64万8,000円減額しております。事業会計繰入金は特別調整交付金に算入されました、へき地直営診療所運営費分の増額分13万円を国保会計から繰入れております。次に5款、諸収入でございますが、阿須那診療所の雨どい修繕工事につきまして、建物共済金の給付を受けましたので51万8,000円増額しております。以上、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めらるものでございます。よろしくお願いいたします。

●川中水道課長（川中栄二） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 川中水道課長。

●川中水道課長（川中栄二） 議案第76号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度下水道事業特別会計補正予算第6号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正は歳入予算の組み替えによるものでございますので、歳入歳出予算総額の増減はございません。歳入歳出、歳入歳出予算補正の区分及び金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正についてに記載しております。なお、詳細につきましては、のちほど予算に関する説明書の事項別明細書の方でご説明申しあげます。第2条、地方債の補正でございますが、3ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。資本費平準化債の借入額の確定に伴う限度額の補正となっております。資本費平準化債発行可能額の算定方法の見直しに伴う減額でございます。以上、変更分は1,200万円減額の1億280万円でございます。次に補正予算の内容を予算に関する説明書の事項別明細書で説明させ

ていただきます。予算に関する説明書の2ページをお開きください。1款1項、分担金でございますが、新規下水道加入実績により補正しております。次に2款1項、使用料でございますが、収入実績にとも、基づく最終見込額により補正しております。次に6款1項の基金繰入金でございますが、資本費平準化債の確定に伴う歳入の不足額705万9,000円を補うための補正でございます。4ページをお開きください。9款の町債につきましては、先ほど地方債のところで説明しておりますので省略いたします。以上、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

●石橋町長（石橋良治） えー、議案第77号の提案理由をご説明申しあげます。議案第77号、財産の取得についてでございますが、これは小型動力ポンプ付積載車2台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

●服部総務課長（服部導士） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 服部総務課長。

●服部総務課長（服部導士） 議案第77号、財産の取得についてご説明いたします。これは邑南町消防団第11分団第2部と第12分団第2部の小型動力ポンプ付積載車につきまして、更新時期をむかえたため更新するものでございます。取得物品は、小型動力ポンプ付積載車。数量は2台。取得の目的は、老朽化に伴う消火活動用の小型動力ポンプ付積載車の再整備。取得の方法は指名競争入札。取得金額は2,505万6,000円。取得の相手、相手先は島根県邑智郡川本町大字因原519番地3、株式会社スエヒロ島根営業所、所長寺本裕二氏でございます。なお、4月28日に指名競争入札をおこない、同日付で仮契約を締結しておりますのでよろしくお願いいたします。以上、財産の取得をしたいので地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に関し、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める、求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、執行部からの提案の理由の説明を終わります。

●山中議長（山中康樹） 議案の説明中ではございますが、ここでお諮りをいたします。本日の会議時間は議案の審議のため、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） ご異議なしと認めます。本日の会議時間は延長することに決しました。

●山中議長（山中康樹） これより、質疑に入ります。始めに、議案第71号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第71号に対する質疑を終わります

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第72号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第72号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第73号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これをおこなっていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第73号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第74号に対する質疑に入ります。

本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これをおこなっていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第74号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第75号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これをおこなっていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第75号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第76号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これをおこなっていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第76号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第77号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、議案第77号に対する質疑を終わります。

●山中議長（山中康樹） 以上で議案の質疑を終わります。これより、討論、採決に入ります。始めに、議案第71号に対する討論に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互におこないます。反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第71号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第71号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり

承認することに決定をいたしました。

- 山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第72号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第72号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

- 山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第72号、専決処分の承認を求めることについて、邑南町国民健康保険じよ、保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

- 山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第73号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第73号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

- 山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成。全員賛成、したがって、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度邑南町一般会計補正予算第7号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

- 山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第74号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第74号に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

- 山中議長（山中康樹）　はい、全員賛成。したがって、議案第74号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

- 山中議長（山中康樹）　続きまして、議案第75号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹）　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

議案第75号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第75号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第76号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第76号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成、したがって、議案第76号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号につきましては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第77号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第77号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第77号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) ここで、暫時休憩といたします。自席でお待ちください。

—— 午後4時54分 休憩 ——

(追加日程の配布)

—— 午後4時55分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●山中議長(山中康樹) 再開をいたします。ここでお諮りをいたします。先ほど、各常任委員会委員長、議会運営委員長並びに各特別委員会委員長より閉会中の継続審査の付託について申し出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第19として、議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の付託についてを日程に追加し、追加日程第19として、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第 19 閉会中の継続調査の付託

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 19、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出の、申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付すことに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第 20 議員派遣

- 山中議長（山中康樹） 追加日程第 20、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 山中議長（山中康樹） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、これをもって本臨時会を閉会といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、平成 29 年第 3 回邑南町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

—— 午後 4 時 57 分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員